

日本家庭電化製品修理業協会 定款

2015年1月13日制定

2015年3月20日施行

第 1 章 総則

〔名称〕

第 1 条 当協会は日本家庭電化製品修理業協会（英語表記：Japan Home Appliance Repair Business Association）と称する。

2. 略称として J-HARB（ジェーハーブ）を使用する。

〔事務所〕

第 2 条 当協会は主たる事務所を東京都北区赤羽に置く。

2. 当協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

〔目的〕

第 3 条 当協会の会員相互の結びつきを活用し、謙虚で公正なる姿勢で合理的な協会運営に努め、業界の健全なる発展と社会的信用を確立し、社会に貢献することを目的とする。

〔事業〕

第 4 条 当協会は前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員並びに賛助会員の直接的、間接的なコミュニケーションの場の提供
- (2) 電磁的媒体（インターネット）等を活用した対外的な広報活動
- (3) 会員に対する新規業務の紹介・事業コンサルティング
- (4) 会員に対する修理技術情報の提供、および技術者育成のためのプログラム作成・実務教育の場の提供
- (5) 住宅設備機器、業務用機器、デジタルネットワーク技術等、家庭用電気・電子機器修理業務以外の業容拡大サポート
- (6) 業務に使用する部材・治具等の斡旋
- (7) 前各号に附帯関連する一切の事業

〔機関等の設置〕

第 5 条 当協会は、総会、理事会、理事および監事を置く。

〔規約〕

第 6 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約に定める。

第2章 会員

〔会員の種別〕

第7条 当協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 当協会の目的に賛同して入会した法人、または個人
- (2) 賛助会員 当協会の行う事業に賛助するために入会した法人、または個人

〔入会〕

第8条 正会員、または賛助会員として入会しようとする者は、当協会が定める入会申込書によって申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員、または賛助会員となる。

〔入会金および年会費〕

第9条 正会員、および賛助会員は別に定める入会金および年会費を納入しなければならない。

〔任意退会〕

第10条 会員、および賛助会員はあらかじめ別に定める退会届を提出することにより、退会することができる。

2. 前項の退会が当協会の事業年度をまたがる場合、事業年度の末日の90日前までに、退会届を提出しなければならない。

〔除名〕

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事長名での改善勧告を行う。その後も引き続き同様の事由があり、改善が見られない場合は当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款、その他規約に違反したとき
- (2) 当協会の名誉を毀損し、または当協会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

〔会員資格の喪失〕

第12条 前2条の場合のほか、会員は次の各号いずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 年会費の納入が所定期間を過ぎて3カ月間なされなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、または法人が解散したとき

〔会員資格喪失に伴う権利および義務〕

第13条 会員が前3条によってその資格を喪失したときは、当協会に対する会員としての権利を失い、義務を逃れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

〔会費等の不返還〕

第14条 当協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、年会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

〔届出〕

第15条 正会員および賛助会員は次の各号の一に該当するときは、14日以内に当協会に届け出なければならない。

- (1) 氏名および名称（法人にあつては、名称および代表者名）、または事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部、または一部を休止、もしくは廃止したとき

第3章 役員等

〔役員の数と代表理事〕

第16条 当協会の役員（理事および監事）の定数は以下のようにする。

理事：4名以上12名以内

監事：1名以上2名以内

2. 理事のうち1名を理事長（当協会の会長）、1名を副理事長（当協会の副会長）とする。また、理事長および副理事長は監事との兼任を認めない。

〔役員を選任〕

第17条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2. 理事長および副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

〔理事の職務および権限〕

第18条 理事は理事会を構成し、法令および本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は法令および本定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3. 副理事長は法令および本定款で定めることにより、職務を執行し、理事長の業務を補佐する。

〔監事の職務と権限〕

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定められるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、また理事・事務局に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況を調査することができる。

〔役員任期〕

第20条 役員任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延伸する。

3. 補欠、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者、または現任者の任期の残存期間と同じとする。

〔欠員補充〕

第21条 理事、監事のうち当約款の第16条に定めた定数を欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

〔解任〕

第22条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

〔役員報酬〕

第 23 条 役員に対する報酬は、理事と監事に区分して総会において定める。

2. 役員は、役員会議開催時に必要な交通費・宿泊費について、予算の適正な範囲内で請求することができる。

〔顧問〕

第 24 条 当協会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3. 顧問に対する委嘱料等の対価が発生するときは理事会の承認を求めることとする。

〔事務局および事務局長〕

第 25 条 当協会に事務局を置くことができる。

2. 事務局および事務業務の責任者である事務局長の選任、解任は理事会において決する。

第 4 章 理事会

〔理事会の構成〕

第 26 条 当協会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事と事務局長をもって構成する。

〔理事会の権限〕

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事および副理事長の選任および解職
- (4) 事務局および事務局長の選任および解任

〔理事会の招集〕

第 28 条 理事会は理事長が招集する。

2. 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事協議の上理事会を招集する。

〔理事会の議事〕

第 29 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

〔理事会の書面議決〕

第 30 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

〔理事会の議決事項〕

第 31 条 理事会は法令または本定款、規約で定めるほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

〔部会の設置〕

- 第 32 条 当協会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、部会を置くことができる。
2. 部会の種類、組織および運営に関する事項は、規約で定める。

第 5 章 総会

〔総会の種別〕

- 第 33 条 当協会の総会は、通常総会と臨時総会の 2 種とする。

〔総会の構成〕

- 第 34 条 総会はすべての正会員をもって構成する。

〔総会の議決権〕

- 第 35 条 総会における議決権は、正会員のみ有することとし、法人会員 1 社、または個人会員 1 名につき 1 個とする。賛助会員は議決権を有しない。

〔通常総会の開催〕

- 第 36 条 通常総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。ただし、事前に総会での議決事項を理事会が正会員に提示し、すべての議決が書面または電磁的方法等によってなされた場合は、正会員すべてを招集する通常総会を開催しない。
2. 前項に従っても、現行役員（任期 3 年間）のうち、最低 1 回は通常総会を実施する。

〔臨時総会の開催〕

- 第 37 条 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 事務局が必要と認めて理事会に招集を要請し、理事会が承認したとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項および招集の理由を記載した書面をもって招集の要請があったとき

〔総会の招集〕

- 第 38 条 総会は前項の臨時総会の場合を除き、理事長が招集する。
2. 通常総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、または電磁的方法をもって、少なくとも総会の 60 日前までに正会員に通知しなければならない。
3. 理事長は前項の臨時総会の開催要請があった場合、その日から 60 日以内に臨時総会を開かなければならない。

〔総会の議長〕

- 第 39 条 総会の議長は、総会ごとに、出席した正会員の中から選出する。

〔定足数〕

- 第 40 条 総会は正会員総数の 2 分の 1 以上（所定の委任状を含む）の出席がなければ開会することができない。

〔総会の議決事項〕

- 第 41 条 総会においては、法令または本定款、規約で定めるほか、次の事項を議決する。
- (1) 各事業年度の決算報告
- (2) その他理事会において必要と認める事項

〔総会の議事〕

第 42 条 総会における議事はあらかじめ招集時に正会員に渡す審議事項とする。総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

〔総会の表決権等〕

第 43 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項により表決した正会員は、本定款第 40 条（定足数）の適用について、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

〔議事録〕

第 44 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合は、その数を付記する）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過概要及び議決の結果

2. 議事録には議長および代表理事、事務局長が署名、押印しなければならない。

第 6 章 資産および会計

〔使用料または手数料〕

第 45 条 当協会は、その行う事業について使用料または手数料を徴収することができる。

2. 前項の使用料または手数料は、理事会で定める。

〔資産の構成〕

第 46 条 当協会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金および年会費

(2) 寄付金品

(3) 本定款第 45 条に定めた使用料または手数料

(4) その他の収入

〔資産の管理〕

第 47 条 当協会の資産は理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

〔事業計画〕

第 48 条 当協会の事業計画および予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。

〔事業報告および決算〕

第 49 条 理事長は事業年度ごとに次の書類により事業報告および決算を作成し、事業年度終了後、速やかに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

2. 決算上剰余金が生じた場合は、通常総会で承認された役員報酬を除き次事業年度に繰り越すものとする。

[事業年度]

第 50 条 当協会の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月末日に終わる。

2. ただし、初年度については協会設立日から 2016 年 2 月 29 日までを事業年度とする。

定款の変更

[定款の変更]

第 51 条 この定款は、総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得る決議によって変更することができる。

附則

[定款の施行]

第 52 条 この定款は当協会の設立の日から施行する。施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

[設立時役員]

第 53 条 当協会の設立時理事、設立時代表理事および設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事長	雙木 芳夫
設立時副理事長	小森 晴夫
設立時理事	橋本 三郎
設立時理事	石破 和夫
設立時理事	新井 剛
設立時理事	奥田 洋一
設立時理事	渡 一宏
設立時理事	前里 宗一郎
設立時理事	入江 正登
設立時監事	高山 陽一

2. 設立当初の役員の任期は、この定款にかかわらず成立の日から 2017 年 5 月 31 日までとする。